



## 東館 2・3階 療養病棟 [54床]

当該病棟は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た「療養病棟入院基本料 1（看護職員 20 対 1、看護補助者 20 対 1）」を算定しており、1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、1日9人以上の看護補助者が勤務しています。

- 9:30～17:30 までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 11 人以内、看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 8 人以内です。
- 17:30～9:30 までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 27 人以内、看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 54 人以内です。